

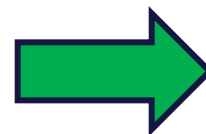
H23年度 住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業 (BEMS導入支援事業)

～補助事業の概要～

※詳細は、公募要領をご確認願います。

補助対象設備

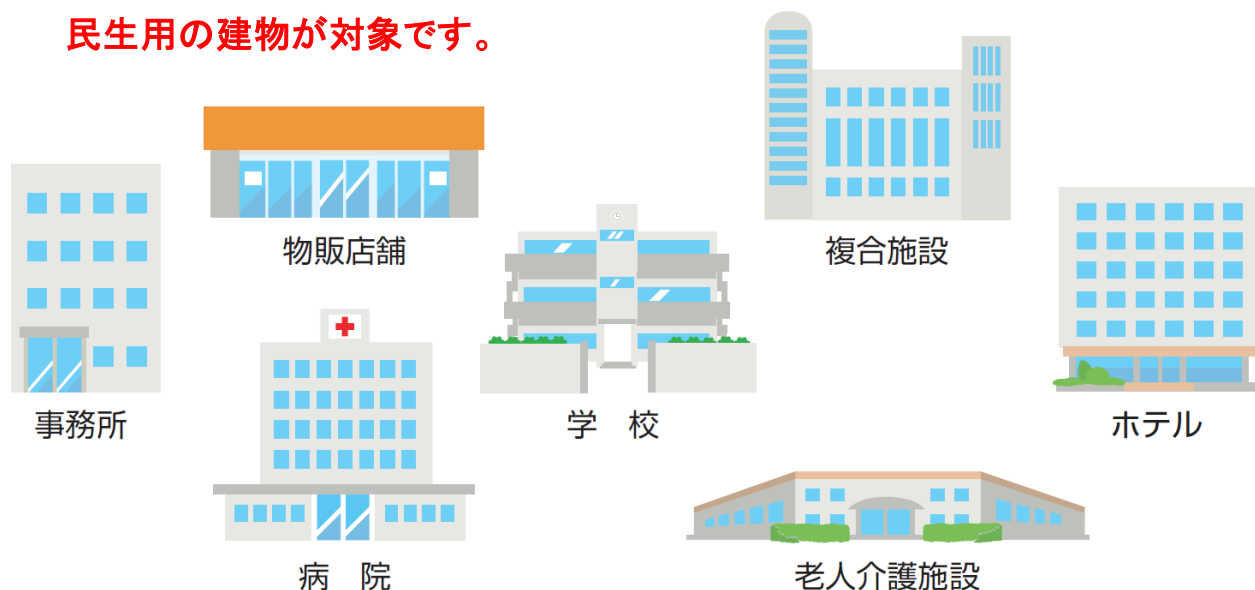
BEMSやモニタリング等
「見える化設備」を建築物に導入する
場合



経費の1／3以内を補助

【補助となる建物】

民生用の建物が対象です。



対象者

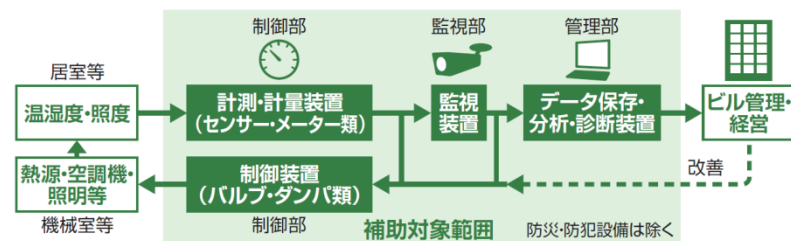
企業（団体等を含む）
大学等
地方公共団体
個人

【補助対象とならない建物】

工場、倉庫、畜舎、など産業用の建物は対象外です。

(BEMS導入支援事業)

補助対象設備



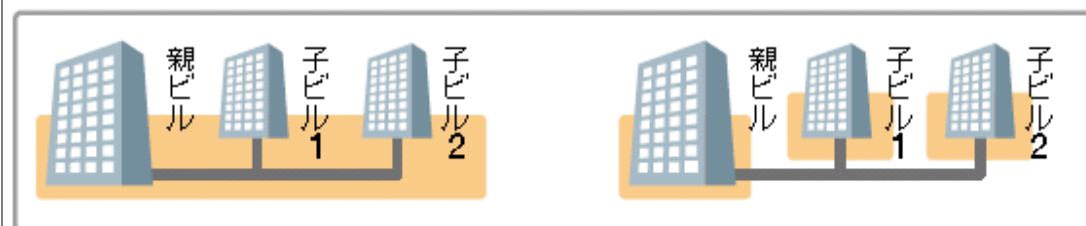
申請区分

■単独管理



ビル一棟

■群管理



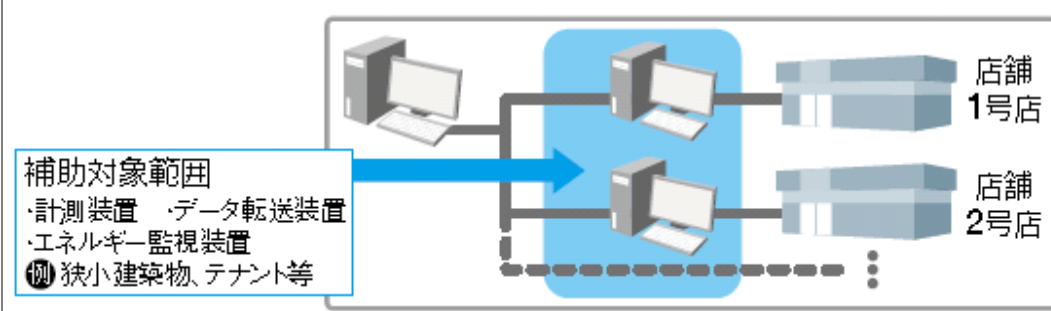
同一敷地内の建物をまとめて管理

例 学校、病院、病院研究施設等

遠隔地の建物をまとめて管理

例 事業所の本・支店間等

■モニタリング管理



補助のしくみ



《BEMS導入支援事業》

補助要件・条件

補助対象事業者

建築主等(所有者)、ESCO事業者、エネルギー管理事業者、リース事業者等

補助対象事業

BEMS等をオフィスビルなどの建築物に導入する事業で以下の要件を満たすもの

- BEMS等の導入によって、エネルギー消費量を削減できること
- 熱源(冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔)、ポンプ、照明コンセント、その他の設備区分ごとにエネルギー計量ができること
- 計測・計量のデータを収集し、保存できるエネルギー管理体制が整備されていること
- BEMS等導入後、省エネルギーに関する報告ができること

申請条件

- 省エネ率が1%以上
- 費用対効果:単独管理、群管理……10万円/(GJ/年)未満
- 費用対効果:モニタリング管理……1万円/(GJ/年)未満

補助率

1/3以内(上限なし)

補助期間

原則単年度 ※事業工程上単年度では事業完了が不可能な場合に限り最長2年間までを補助対象期間とする

(BEMS導入支援事業)

導入例

